

令和4年8月大雨災害に伴う県立学校生徒の学用品の給与について

1 目的

令和4年8月大雨災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、就学の便を図る。

2 給与の対象者

(1) 今回の災害により次の基準に該当することとなった生徒で、実際に学用品がなく、就学に支障を生じている者とする。

○ 家屋が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水

※床下浸水は該当しない。

罹災証明にて上記の罹災状況を確認のこと(後日、写しの提出要)

(2) 住所地は今回災害救助法の適用を受けた市町(金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、川北町)に限るものとし、また「家屋」とは、今回の災害発生直前まで居住していた家屋であり、持ち家、借家等の区分は問わない。

(3) 高等学校等の生徒(金沢錦丘中学校の生徒、特別支援学校の児童・生徒を含む。)とする。

3 給与の品目、方法

(1) 被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において給与する。

ア 教科書及び正規の教材

イ 文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等

ウ 通学用品……運動靴、傘、カバン、長靴等

(2) **学用品は、現物を配布する。**

4 費用の範囲

(1) 教科書代は実費額(現物配布)とする。

(2) 文房具費及び通学用品費は次の額を上限とする。

ア 小学校児童一人当たり4,700円

イ 中学校生徒一人当たり5,000円

ウ 高等学校等生徒一人当たり5,500円

(特別支援学校の児童・生徒も同様とする。)